

12月は滞納整理強化月間

見逃しません 滞納 税金・保険料の

税金・保険料は、社会保障、教育、道路整備など、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。

県、県内の全市町と愛媛地方税滞納整理機構は一丸となり、差押えを中心とした滞納整理活動を強化します。

差押えまでの流れ

税金・保険料を滞納することは、納期限までに納付している町民の皆さんとの公平性を欠くことになり、町民サービスに支障をきたすことになります。

町では、催告に応じなかった場合は、公平性を保つため、滞納処分(差押え)を執行します。

平成26年度 町での差押え件数(税金・保険料)

預貯金	51件
保険	31件
給与・年金	58件
その他(不動産など)	40件
合計	180件

滞納を放置しないために

●納付に関する相談はお早めに

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により、納期ごとの納付が難しい人は、早めに相談してください。

●税金・保険料などの支払いは、便利な口座振替で

納め忘れを心配せず確実に納付できます。詳しくはお問い合わせください。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109 (税金のこと)

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227 (保険料のこと)



差押えの一例(タイヤロック)

①滞納発生



②督促状の送付



③催告書の送付



④財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先などへ財産調査を行います。法律に定められているため、本人の承諾は必要としません。



⑤財産差押え

差押え不動産合同公売会

日時 12月9日(水) 13時～

場所 中予地方局 7階大会議室
(松山市北持田町132番地)

☎ 愛媛地方税滞納整理機構 ☎ 913-5800

<http://www.ehime-kikou.jp>

☎ 県特別滞納整理班 ☎ 909-8390

<http://www.pref.ehime.jp/h10500/h10500.html>